

様式第6号(第5条関係)

一般廃棄物収集運搬業（処分業）許可証

平成31年 4月 1日

有限会社 佐賀資源開発
代表取締役 山口 政治 様

吉野ヶ里町長 多良 正裕



吉野ヶ里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第20条第2項の規定により、次のとおり許可する。

許可番号	第 3 号
住所	佐賀県多久市東多久町大字別府1657番地1
氏名	有限会社 佐賀資源開発
町内を所管する営業所の所在地	佐賀県多久市東多久町大字別府1657番地1
取扱廃棄物の種類	ごみ（事業系一般廃棄物）
収集、運搬及び処分の別	収集・運搬
営業の区域	吉野ヶ里町の区域
許可期限	平成33年 3月31日まで
許可条件	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律、脊振共同塵芥処理組合搬入許可条件及び下記の条件を遵守することとし、違反した場合もしくは吉野ヶ里町及び脊振共同塵芥処理組合の指示に従わない場合は許可を取り消すことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 事業系一般廃棄物に限る。2. 許可した車両以外を収集運搬に使用しないこと。3. 許可事項に変更が生じた場合は、速やかに町長へ届け出ること。4. 一般廃棄物収集運搬業者は、自己の名義をもって、他人に一般廃棄物の収集もしくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。5. 収集運搬に使用する車両を保管する場所等においては、生活環境等に配慮して清潔に保つこと。6. 受託事業所において、ごみの分別を心掛けるよう指導依頼すること。7. 許可を受けた業務については、毎月実績報告書を作成し、翌月の10日までに提出すること。